

あいさいっ子応援給付金事業

新型コロナウイルスによる影響に対する子育て世帯への支援策として、子どもを育てる保護者に対して応援給付金を支給します。

対象

平成14年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた子どもの保護者

【条件】令和2年3月31日時点で愛西市内に子どもの住所があること。

申請期間

申請受付期間：令和2年6月中旬（予定）から令和2年9月30日まで（郵送必着）

支給額

お子さん1人当たり1万円

手続き

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象の方給付金の申請は必要ありません。

対象の方の口座に振込みます。

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象（公務員）の方

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象でない方

給付金の申請が必要です。

準備が整い次第、個別に通知を郵送する予定です。

問い合わせ

愛西市役所 健康子ども部 子育て支援課（電話：0567-55-7118）

新生児子育て応援給付金事業

新型コロナウイルスによる影響に対する生活支援策として、特別定額給付金の基準日の翌日（令和2年4月28日）以降に出生したお子さんを育てる保護者に対して応援給付金を支給します。

対象

令和2年4月28日から令和2年12月31日までに生まれ、愛西市に住民登録をされたお子さんの保護者

【条件】令和2年4月28日から出生日まで継続して愛西市内に母親の住所があること。

申請期間

申請受付期間：令和3年2月26日まで（郵送必着）

支給額

お子さん1人当たり10万円

手続き

「新生児子育て応援給付金」を受給するためには、申請が必要です。対象となる方へ申請書や案内文書を郵送しますので、お手元に届き次第、手続きをお願いします。

お問い合わせ

愛西市役所 健康子ども部 子育て支援課（電話：0567-55-7118）

上水道料金免除・補助事業

上水道料金の基本料金を免除します

新型コロナウイルス感染症の予防のため外出の自粛等に伴い、在宅時間が増加し水道使用量の増加が見込まれる世帯が多いことや、経済的に大きな影響をもたらしていることなどを踏まえ、市民生活及び経済活動に対する支援策として、上水道の基本料金を免除します。

対象者

愛西市水道事業と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯及び事業者（八開・佐織地区）

市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯及び事業者

期間

令和2年8月利用分から令和3年1月利用分まで（6か月分）

手続き

上水道使用料金の請求から、基本料金相当額を差し引く方法で行います。

免除の申請手続きは不要です。

市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯及び事業者の方は、別途申請手続きが必要です。後日、個別に通知します。

その他

佐屋・立田地区にお住まいで海部南部水道企業団と給水契約を結ばれている方は、同企業団にて、上水道料金の基本料金免除が行われます。お問い合わせ先（海部南部水道企業団0567-32-3111）

お問い合わせ

愛西市役所 上下水道部 上水道課【佐織・八開地区】

電話：0567-55-7146

運動習慣促進応援事業

スポーツ施設等の使用料を助成します

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、市民の運動不足と体力低下が懸念され、さらに、学校体育施設開放の使用制限も受けることから、市民の運動不足解消と運動習慣回復援助のために、スポーツ施設等の使用料金を助成します。

対象

体育館及びスポーツ施設を使用する市内登録団体

対象外となる使用区分等がありますので ご注意ください

期間

使用再開時から令和2年8月31日（月）まで

手続き

以下の提出物を申し込み先にご提出してください。

既に予約済みの団体：使用料減免申請書、使用料還付申請書

新規に申請する団体：使用許可申請書、使用料減免申請書

申し込み先：親水公園総合体育館、立田体育館、または佐織体育館

体育館のみで受付をしております

ご注意

- ・大会等での利用は対象外です。
- ・対象外の設備、部屋があります
- ・個人使用による利用等は対象外です。

お問い合わせ

愛西市役所 教育委員会 スポーツ課（電話：0567-55-7138）

小中学校給食費無償化等事業

市内小中学校の給食費を6か月間、無償化します

新型コロナウイルス感染症対策における市民生活の維持、回復のための支援策の一つとして、子育て世代への負担軽減を目的に、市内小中学校の給食再開後6か月間の給食費を無償化します。

対象

愛西市立小中学校に就学する児童及び生徒です。

期間

給食無償化の期間は愛西市立小中学校の給食再開後6か月間です。

手続き

手続きは不要です。

給食費の無償化対象とならない児童及び生徒に対し、支援金を支給します

病気やアレルギーへの対応、市外の小中学校等へ就学しているな

ど給食費の無償化の対象とならない児童及び生徒に対し、市内小中学校の給食費の無償化期間を限度に給食費相当額を支援金として支給します。

対象

対象者は次の（1）と（2）の条件をみたく必要がありません。

（1）愛西市立小中学校に就学している児童及び生徒の保護者、

または愛西市に住所がある小中学生の保護者

（2）給食費無償化の対象とならない児童及び生徒の保護者

給食費の補助制度を別で受けている場合は、対象となりません。

期間

支給となる対象期間は愛西市立小中学校の給食再開後6か月間です（最大6か月分）。

手続き

申請期日：令和3年3月1日（月曜日）まで

必要書類等：申請書、印鑑（スタンプ印不可）、保護者の通帳

申請場所：愛西市役所学校教育課

お問い合わせ

愛西市役所 教育委員会 学校教育課（電話：0567-55-7136）